2020年9月17日作成

2020年10月2日一部追加

2021年4月6日一部追加

2021年5月19日一部追加

一般社団法人Jミルク

国産牛乳乳製品高付加価値化事業に関するQ&A

〇全般

Q1　牛乳乳製品の高付加価値化の取り組みの定義はありますか？

A1　高付加価値化は、地域の特徴を活かした原材料・品質向上、新技術、新しい飲食シーンの提案などによる差別化のほか、SDGｓ等の社会ニーズに応じた環境配慮や地域社会貢献などサスティナブルな取り組みによる差別化などでの、高価格帯の商品開発や販売戦略の構築などの取り組みが考えられます。

また、高付加価値化に向けた製造技術、品質管理、販売、商品開発、経営管理などの人材開発・育成を行い、経営基盤を強化するための取り組みも事業の対象としております。

Q2　自主的なネットワーク組織とはどのように構成すればよいですか？

A2　生産者または生産者団体と乳業者、あるいは2社以上の乳業者で、協議の上、互いに連携して事業を実施することが確認できれば、協議会をつくるなど組織化する必要はございません。実施計画書でネットワーク組織の概要をお示しください。ただし、双方の齟齬が生じる恐れがある場合は、必要に応じて覚書等を締結するなどして円滑な事業運営に努めるようお願いいたします。

Q3　一部の事業のみを申請することは可能ですか？

A4　可能です。例えば、地域酪農と連携した商品開発等では、同じ地域の酪農と連携した販売戦略の構築のみでも申請できます。他の事業についても同様に、事業の趣旨に合致していれば、部分的に事業を活用いただくことができます。

Q4　SDGｓの推進のため、例えばどのような取り組みが考えられますか？

A4　環境負荷の低減やビジネスと人権に関する対応、地域社会への貢献等の観点から、国産牛乳乳製品の高付加価値化や地域乳業の持続可能性を高めるための取り組み（研修、PR活動、調査研究等）を想定しています。

〇技術・人材開発のための研修並びにSDGｓの推進等

Q5　都道府県団体が主催する研修会に、基盤強化対策金を支払っていない乳業者は参加できますか？

A5　研修会主催者(事業実施主体)から、国産牛乳乳製品高付加価値化事業は基盤強化対策金等で運営されていることを参加者にお知らせするとともに、基盤強化対策金のお支払いの協力を呼び掛けていただくことを条件に参加いただけます。ただし、参加者旅費を支払う場合は、支基盤強化対策金を支払っている乳業者に限定するなどご配慮をお願いします。

Q6　人事交流に関して、交流先は他業種でも対象となりますか？

A6　対象となります。人材育成となる理由などを実施計画書に記載してください。

Q7　外部研修の参加人数は、1社何名まで参加してもよいですか？

A7　外部研修の参加人数については、1回2名までといたします。全て外部研修で事業を申請する場合は、最大で延べ6名までが助成対象となります。

〇地域酪農と連携した商品開発並びにSDGｓの推進等

Q8　地域の酪農と連携した商品開発とはどのようなことを言いますか？

A8　同じ地域の酪農家または酪農組織から調達される原料乳を使用した商品開発を行うための取り組みです。農協系乳業のほか、中小乳業も、生産者と連携が可能であれば申請可能です。

Q9　地域酪農と連携した高付加価値化の取り組みの一環として、FSSC22000等の国際認証やJFS規格等を取得する経費は助成対象になりますか？

A9　認証取得に向けた研修費用やコンサル費用等は、上限額・要件の範囲内で対象になり得ます。なお、認証に係る審査費用や登録料等は助成対象外です。

Q10　生産者と連携し、SDGｓの考え方を取り入れた持続可能な経営・販売戦略を構築したいと考えていますが、事業を活用することはできますか？

A10　社内研修の実施に係る費用や専門家の現地指導費用等、上限額・要件の範囲内で助成対象になり得ます。事業の趣旨に基づき、目的を明確化した上で申請ください。

〇優れた事業成果の共有化（持続可能な活動等の創出）

Q11　乳業者2社以上のネットワーク組織で取り組む事業は、誰が助成申請を行えばよいですか？

A11　互いにご相談いただき、幹事乳業者を決めたうえで、幹事乳業者から直接Jミルクに申請をお願いします。助成金は、原則として申請した乳業者に支払うこととしております。なお、乳業者はともに、Jミルクの一般拠出金及び基盤強化対策金をお支払いいただいていることが条件となります。

Q12　乳業者2社以上のネットワーク組織は、一般拠出金・基盤強化対策金を支払っていれば、関連会社または子会社と2社のみで申請できますか？

A12　地域乳業者の経営強化に向けた取り組みを推進することが事業の趣旨となっておりますので、関連会社または子会社と2社での申請はいただけません。ただし、関連会社・子会社以外の乳業者とのネットワーク組織に、関連会社・子会社が参加することは可能です。

Q13　優れた事業成果の共有化はどのように行えばよいですか？

A13　公開可能な範囲で、事業成果をJミルクにご報告いただき、Jミルク特別対策事業のウェブサイトなどで関係者の皆様にお知らせさせていただきます。

〇調査や指導等

Q14　会員乳業者を支援するための事業とはどのようなことを実施すればよいですか？

A14　事例として、会員乳業者の高付加価値化につながる商品開発・共同事業等の事例調査・意識調査による情報提供。会員乳業者と連携してSDGsを推進するための情報提供、共通ツールの提供などが考えられます。

〇共通

Q15　チーズ工房や農協の加工所も事業の対象になりますか？

A15　現在、Jミルクの一般拠出金及び基盤強化対策金をお支払いいただいていれば申請できます。なお、今年度中に、一般拠出金及び基盤強化対策金をお支払いいただくことができれば、次年度から申請いただけます。

Q16　地域酪農と連携した商品開発と優れた事例の共有化の事業を同時に申請することはできますか？

A16　事業の要件に合致すれば申請可能です。ただし、技術・人材開発の研修事業、調査・指導等事業は除き、事業実施主体にお支払いする助成金の上限は、団体は100万円、事業実施乳業者は150万円とさせていただきます。